

## 添付資料 a-1) 西表島観光管理計画(案)の概要

### 1. 西表島観光管理計画の位置づけ

西表島における持続可能な観光を実現し、世界遺産登録に際して提示された世界遺産委員会からの要請事項にも対応するため、2020 年 1 月に西表島部会が策定した『持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画』を改定し、『西表島観光管理計画』を策定する。

#### 要請事項

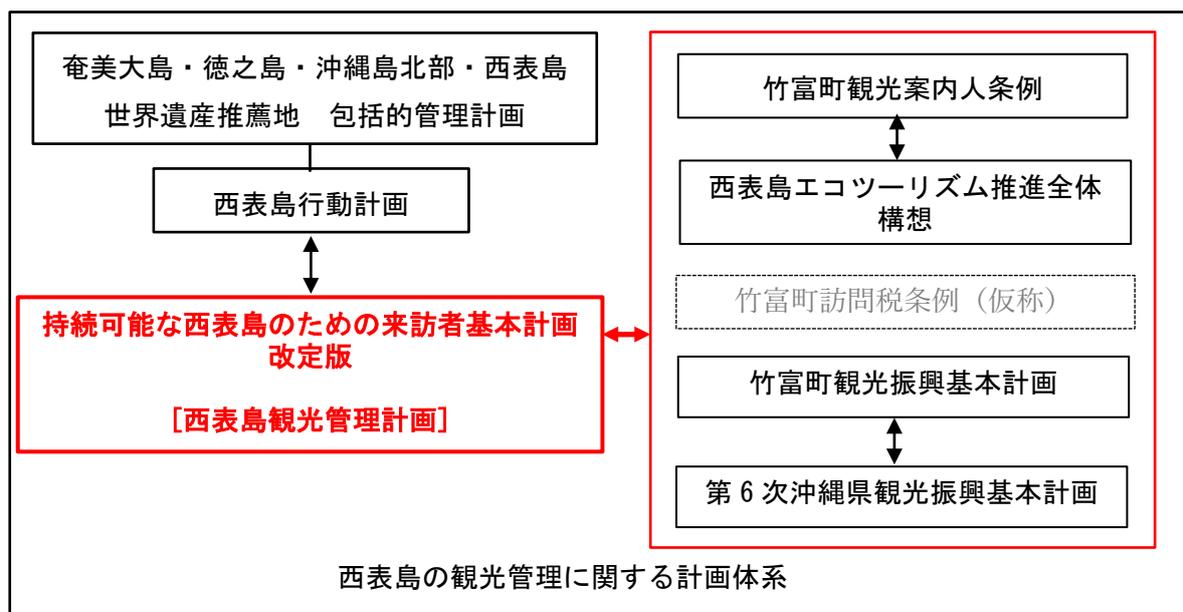
a) 特に西表島において、観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管理計画に統合されるまでは、観光客の訪問レベルを現在のレベルに制限する、または現在のレベルより減少させること。

『西表島観光管理計画』は、遺産地域と遺産地域外を包含し、西表島全体を対象とした観光管理計画として、これまで個別に検討されてきた西表島の観光に関わる各種構想・計画・制度等を統合した計画とする。

本計画では、西表島における観光の現状とその影響を厳しく評価したうえで、西表島における持続可能な観光を実現するため、西表島の観光が目指すべき目標を定め、遺産地域と遺産地域外での観光管理の基本方針と管理基準を設定し、適切な管理を実施するための具体的取組とその実効性を確認・評価するモニタリング方法及び管理体制を提示する。

なお、本計画で設定した観光管理の基本方針と管理基準が、関連する個別の構想・計画・制度等の方針や基準との間に矛盾が生じないように相互に調整し、必要に応じてそれぞれの構想・計画・制度等に反映させるなど、西表島部会において確認・連動させていく。

なお、本計画の上位計画及び関連構想・計画・制度との関係は以下のとおりである。



## 2. 観光利用の現状と課題

### 2. 1 西表島における観光の現状・動向

- ・西表島全体の年間入域観光客数は、2007年に40.6万人とピークを迎えた後は増減を繰り返していたが、2015年以降は漸減傾向を示しており、新型コロナウイルス感染拡大による移動制限の影響を受けた2020年以降は、2019年以前の50%以下に落ち込んでいる。2019年以前の年間入域観光客数の10年間平均（但し、東日本大震災の影響を受けた2011年のデータを除く）は33万人であった。
- ・2019年の年間入域観光客数は290,313人であり、東部の大原港から224,493人、西部の上原港から65,820人が訪れている。

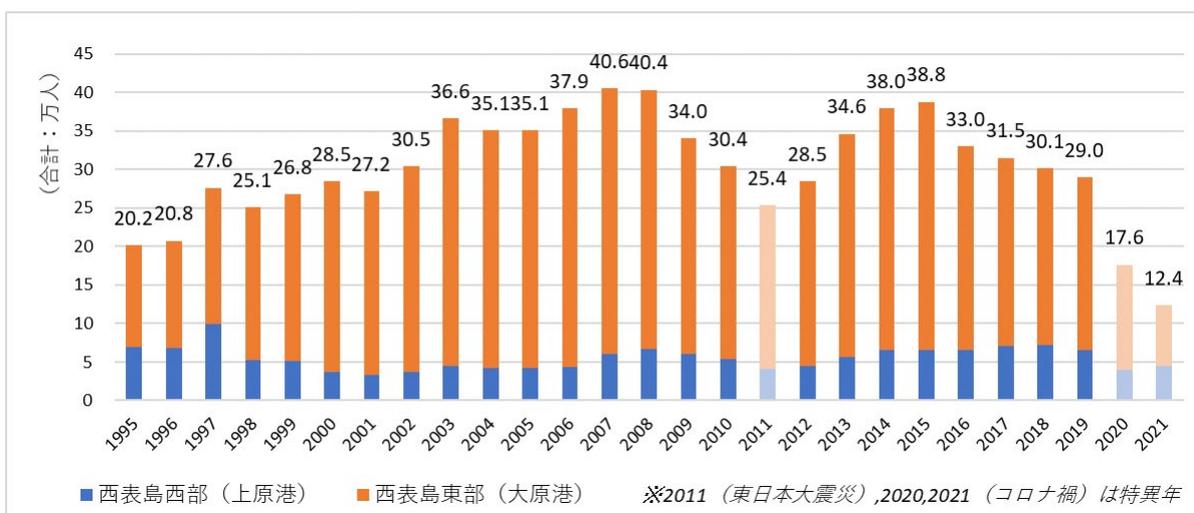


図 西表島の年間入域観光客数の推移（データ出典：竹富町ウェブサイト）

- ・西表島の観光形態は、大型バスや動力船等で比較的大きなフィールドを利用する周遊型観光と、カヌーやトレッキング、海域でのアクティビティといった自然体験型観光（ガイドやインストラクターを伴う場合が多い）の大きく2種類に分けられ、それぞれ観光客数の変動傾向や利用される場所、利用方法などが異なっている。
- ・西表島への入域観光客数は季節変動も大きく、東部と西部ではピーク時期が異なっており、東部からの入域観光客は3月をピークとする冬場に集中し、西部からは8月をピークとする夏場に集中する。また、東部は周遊型が、西部は自然体験型の観光客が多い傾向にある。
- ・2019年の実績から西表島への1日当たりの入域観光客数の年間変動をみると、ピーク日の入域観光客数は1,543人/日であり、そのピーク率は0.49%であった。また、平均は862人/日、標準偏差は250人/日でバラツキが大きく、上位30日で年間入域観光客数の12.2%を占めている。
- ・2019年の西表島への入域観光客数は年間約29万人であり、その内ガイドが引率するカヌーやトレッキングツアー（エコツアー）で遺産地域内のフィールドを直接的に利用した観光客は延べ約7万人（24%）、仲間川と浦内川で動力船による遊覧観光を行った観光客は延べ約15万人（52%）いたが、その他に周辺管理地域の施設やフィールドあるいは海域も利用されていた。

- ・エコツアーによる自然体験型観光に使用されているフィールドは西表島内に広く分布しており、西表全体では陸域の27箇所と海域一帯が利用されているが、その内の20箇所が遺産地域内に位置している。
- ・近年の動向として、周遊型観光での動力船利用者は減少傾向にある一方、自然体験型観光の利用者は増加傾向にあると考えられ、自然体験の案内を行うガイド事業者も増加している。
- ・2015年～2016年に実施した調査によれば、西表島を訪問する観光客のうち西表島で宿泊するのは約23%、全体の平均宿泊日数は約0.36泊に留まっており、石垣島に宿泊して日帰りで西表島を訪れる観光客が多い。

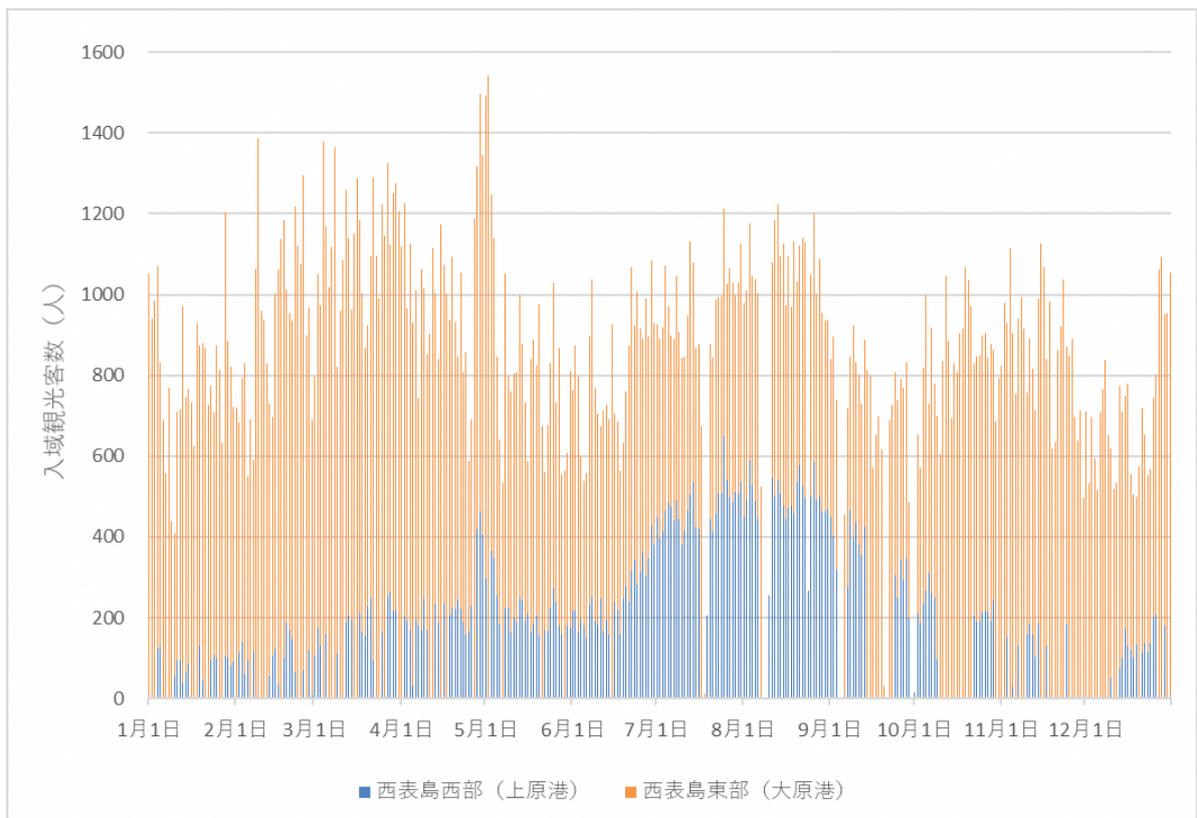


図 2019年の日別入域観光客数の推移 (データ出典：船会社提供データより編集)

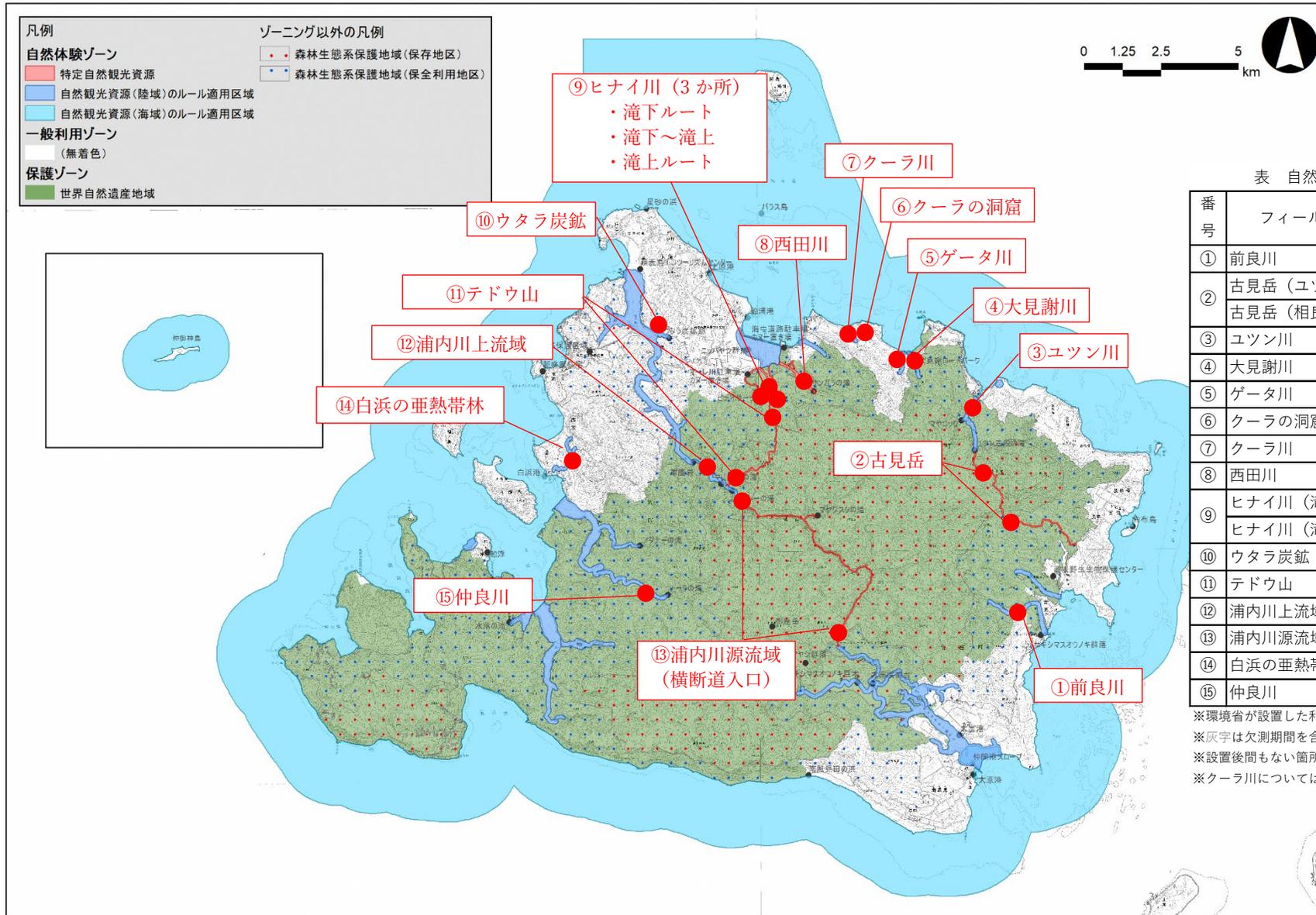


表 自然体験型観光の利用者数

番号	フィールド名	利用者数	
		2019年	2020年
①	前良川	1683	1109
②	古見岳 (ユツン側)	25	664
	古見岳 (相良側)	-	212
③	ユツン川	5319	4240
④	大見謝川	8326	2882
⑤	ゲータ川	-	3539
⑥	クーラの洞窟	-	-
⑦	クーラ川	-	2249
⑧	西田川	7882	2991
⑨	ヒナイ川 (滝下)	29666	18212
	ヒナイ川 (滝上)	-	2093
⑩	ウタラ炭鉱	-	-
⑪	テドウ山	-	779
⑫	浦内川上流域	-	-
⑬	浦内川源流域	752	1960
⑭	白浜の亜熱帯林	-	-
⑮	仲良川	2966	3596

※環境省が設置した利用者カウンターのINの値を使用  
 ※灰字は欠測期間を含むデータ  
 ※設置後間もない箇所や時期限定での設置箇所は未記入  
 ※クーラ川についてはカヌー利用者を除いた数値

図 西表島の自然体験型ツアーフィールド及び利用者カウンター設置概略位置・利用者数

## 2. 2 西表島における観光利用による影響と評価

西表島の遺産地域内外において想定される観光による影響（脅威）を網羅的に抽出し、それぞれの脅威に対して、影響を受けるエリアの重要度と収容能力を踏まえて、現在のリスクの大きさとその変化動向について評価を行った。評価結果は次ページの表に示したとおりであり、以下の観光利用による影響に関して、管理基準の設定や管理強化のための対策の検討が必要であると判断した。

ただし、遺産地域外での観光に関しては、観光客の行動や価値観の多様化が西表島の環境・社会・経済等にプラスの効用をもたらす可能性もあることから、本計画では観光による多面的価値の創出に資する取組も含めて検討し、その効果については本計画の効果検証の段階で改めて評価する必要があると判断した。

### (1) 遺産地域内で管理の強化が必要と判断された観光による影響

#### ① 自然体験利用のフィールドとして利用されている箇所の増加による影響

自然体験利用のフィールドとして利用されている箇所の増加による影響については、遺産地域の保全の重要性に鑑み、あらゆる行動が影響を引き起こすと仮定し、予防的観点から、現在の状態を許容限界として利用箇所数の増加を制限する必要がある。

#### ② 自然体験型利用の入込客数の増加・利用集中による影響

自然体験利用のフィールドとして利用されている箇所の入込客数の増加と利用集中による影響については、遺産地域の保全の重要性に鑑み、特に影響が懸念される場所については、収容能力の観点や現在の状態から許容限界を設定して入込客数をその範囲内に制限し、それ以外の場所においても、入込客数の増加を抑制しつつ入込客数と利用に伴う環境負荷指標の継続監視による管理強化が必要である。

#### ③ 来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性による影響

来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性による影響については、影響を未然に防止するため、環境への負荷低減と来訪者の安全確保のための自然体験利用のルールを経験と実績に基づいて設定し、そのルールが遵守される仕組みを制度的に担保する必要がある。

### (2) 遺産地域外で管理の強化が必要と判断された観光による影響

#### ① 西表島への入込客数の総量による影響

西表島への入込客数の総量による影響については、近年は年間入域観光客数が年毎に増減を繰り返しており、しかも、年間入域観光客数に対しては、想定される影響との関係を収容能力の観点から評価して基準値を設定することが困難であることから、当面は直近10年間程度の実績を目安として入込客数の変動がその範囲内に収まるよう、慎重に監視していく必要がある。

#### ② 特定の時期への利用集中による影響

特定の時期への利用集中に関しては、定期船の混雑や島内インフラへの影響が懸念されることから、収容能力との関係から基準値を設定して入込客数を出来る限り基準値以下に抑えるよう調整する必要がある。

#### ③ 個人型旅行形態の増加による影響

個人型旅行形態の増加が一概に想定される影響要因とは言えず、来訪者やガイド事業者の行動変容による影響の回避・低減も可能であると判断されることから、交通規則の遵守徹底と普及啓発の強化を図りつつ、モニタリングを継続的に実施しつつ慎重に監視していく必要がある。

#### ④ 来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性による影響

遺産地域内と同様の評価

表 西表島の観光において想定される影響と評価（一覧）

影響の区分	影響要因		想定される影響（脅威）	影響の評価		
				リスク評価	動向評価	
遺産地域内での影響	遺産地域内での利用箇所の増加		人間活動の影響を受けない原生エリアの縮小 人間活動による影響の拡散・累積・複合化 希少性の高い生物種の生育・生息阻害	高	↗	
	遺産地域内への入込客数の増加 特定の場所・時期への利用集中		人間活動に対して脆弱な場の損壊・環境の劣化 希少な生物種の生育・生息阻害 来訪者の安全性の低下 来訪者の体験の質・満足度の低下	高	↗	
	来訪者・ガイド事業者の無責任な行動	希少な動植物の採取	採取対象となる希少種の個体数減少 絶滅リスクの増加	高	↗	
		ゴミの投棄	水質の悪化、生息・生育環境の悪化			
		野外での排泄行為	水質の悪化、生息・生育環境の悪化			
		侵略的外来種やペットの持ち込み	競合や捕食等による在来種の生息・生育状況悪化 ヤマネコ等野生動物への感染症罹患			
	アクティビティによって生じる負荷	野生動物への餌付け	野生動物の行動・生態変化			
		カヌー等の無秩序な放置	マングロープ林等への影響、景観阻害			
		トレッキング	入込客の踏圧による歩道沿いの土壌の踏み固め・裸地化・浸食拡大・樹木損傷/歩道周辺の植生の変化/外来種の侵入・拡散/道迷いによる遭難			
		カヌー・カヤック等	マングロープ林内への侵入による幹・根の損傷			
動力船による遊覧	汎遊遊び・キャニオニング	忌避や水質悪化による魚類等の生息・繁殖阻害/踏み荒らしによる河床のかく乱や付着藻類の損傷/底生生物やデトライタスのかく乱	低			↘
	生物観察・釣り・採取等	釣り・採取対象となる生物の個体数減少 忌避・人慣れ等による野生動物の行動・生態変化	低			↘
		動力船の曳き波による土壌侵食やマングロープ林への影響	低	↘		
遺産地域外での影響	観光のための開発行為	施設建設・地形改変・樹木の伐開等	生物の生息・生育地の消失、生息・生育環境の変化 外来種の侵入/景観阻害	低	→	
	西表島への入込客数の総量 特定の時期への利用集中 個人型旅行形態の増加	来訪者による定期船の利用 観光事業者等による駐車場の占有	定期船・港の混雑/来訪者の快適性・満足度の低下（トイレ混雑・雰囲気が悪い・慌ただしい等）/住民生活への支障（乗船できない・港に駐車できない等）	中	→	
		来訪者による島内インフラへの負荷	上水の供給量の不足による給水制限の発生 下水処理・ごみ処理にかかる負荷や費用の増大	中	→	
		来訪者の遭難・事故の増加	消防団や住民のボランティアによる搬送・捜索等の負担の増加	高	↗	
		車道における交通量の増加や速度超過	ヤマネコ等野生動物の交通事故、ロードキル 交通事故の発生や住民生活の安全性の低下	高	↗	
	来訪者・観光事業者の無責任な行動	希少な動植物の採取	採取対象となる希少種の個体数減少/絶滅リスクの増加	中	↗	
		気軽な診療所の利用	診療所の負担の増加			
		集落内での住居ののぞき見	住民のプライバシーの侵害			
		御嶽や祭りの場等の神聖な場所への侵入	地域の文化・慣習の侵害			
	アクティビティによって生じる負荷	水着での集落内歩行	住民生活の風紀の悪化・不快感			
		トレッキング・散策	狩猟場・農地への立入による狩猟・農業活動の阻害/罟や用具の損壊 海岸部での施設照明やライトの使用によるウミガメの産卵の阻害			
		生物観察	ホタル観察における無秩序なライトの使用によるホタル類の生息環境悪化			
		昆虫採集・釣り	採取対象となる生物の個体数減少			
遊泳・ダイビング・スノーケリング・釣り		漁場での遊泳や船の停泊による漁業活動の阻害	日焼け止めや洗剤等の化学物質の使用による水質の悪化・海棲生物の生育環境の悪化			
		アンカリングによるサンゴの損壊	技術の低い遊泳によるサンゴの損壊			
		洞窟探検・ケービング	洞窟内への立入り、ライトの使用によるコウモリ等の生息の阻害			

### 3. 観光管理の目標と方針

#### 3. 1 観光管理の全体目標

持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画の改定に当たり、整合を図るべき上位計画、関連計画等を踏まえて、相互に整合がとれるかたちで西表島の観光が目指すべき目標を以下のとおり設定した。

**観光による環境・住民生活への影響を抑制するとともに、  
責任ある観光と観光による地域貢献を促進し、  
誇りある島の自然と暮らしを将来にわたって守り受け継ぐ。**

#### 3. 2 各主体の責務と行動指針

西表島における観光管理の全体目標を達成するためには、西表島の観光管理に関わる行政、観光事業者、来訪者、島民の各主体が、それぞれが担うべき責務と自らの行動による影響や効果を正しく認識したうえで、本計画に定めた観光管理の取組を推進していかなければならない。各主体の責務と行動指針は以下に示したとおりであり、この責務と行動指針は、竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会を核とする産官学民連携体制のもと、適切な手法をもって、島内外のステークホルダーや来訪者のみならず全世界に向けて発信を続ける。

##### <行政>

西表島の観光管理に関わる行政機関は、西表島の観光の現状と動向と観光によって想定される影響について常に把握、監視するとともに、世界遺産の価値の保全と観光による西表島の自然環境や文化・生活への影響の低減に向けて必要な措置を講じることをその責務とする。

また、関係行政機関は、相互に情報の共有に努め、各機関がそれぞれの所管事項を駆使し、かつ各機関が連携・協力することにより、必要な措置が速やかに実施できるよう努める。

##### <観光事業者>

西表島の観光に関わる事業者は、自らの事業活動が西表島の自然環境や地域の文化・生活に影響を及ぼすおそれのあることを十分認識し、事業活動によって生じる負荷の低減に努めるとともに、西表島の世界遺産・文化の価値の保全や地域貢献に資する観光事業を推進することをその責務とする。

##### <来訪者>

西表島に観光及びその他の目的で訪れ、滞在する来訪者は、自らの行動が西表島の自然環境や地域の文化・生活に影響を及ぼすおそれのあることを十分認識し、定められたルールや要請事項に従って自らの行動抑制に努めるとともに、西表島の世界遺産・文化の価値を理解し、地域住民の生活を尊重し、責任をもって行動することをその責務とする。

##### <島民>

西表島の島民は、島の暮らしや文化が豊かな自然環境によって支えられていることを十分認識し、自らもその良好な関係を維持し、将来に引き継いでいくとともに、行政が実施する島の自然や文化の保全に関する正当な施策に協力することをその責務とする。

また、町民は、観光事業者や来訪者の責任ある観光や観光による地域貢献に対しては、温かく受け入れ、観光によって得られた利益や恩恵をより良いかたちで活かしていけるよう努める。

### 3. 3 観光管理の基本方針

2章で整理した観光利用による影響と評価を踏まえつつ、先に設定した西表島の観光管理の全体目標を達成するために、西表島において実施すべき観光管理については、西表島を遺産地域内と遺産地域外にエリアを区分し、それぞれエリアごとに観光管理の基本方針を設定した。

西表島におけるエリアごとの観光管理の基本方針と管理項目は下図に示したとおりであり、各管理項目に対しては、それぞれ管理基準を定め、管理の実効性を担保するために必要な管理ツールの選定及び管理方法を検討した結果、西表島においては、今後、次ページの表に示す枠組みで観光管理を実施していくこととする。

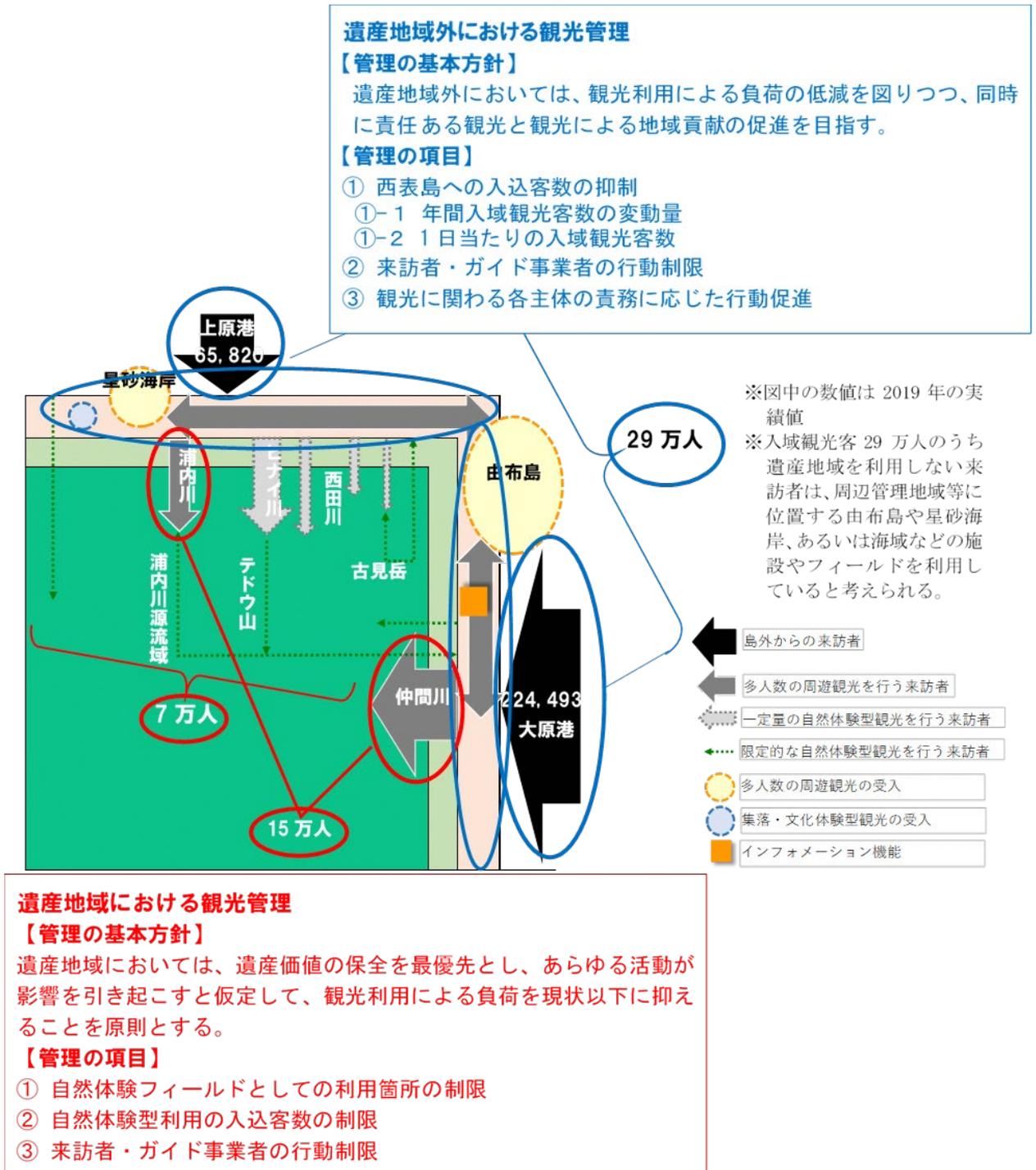


図 西表島における観光管理の枠組みと基本方針

表 西表島における観光管理の枠組み

管理区域	管理項目	管理基準	管理方法
遺産地域	自然体験フィールドとしての利用箇所の制限	遺産地域内での利用箇所をR1年時点(20箇所)以上に増加させない	エコツーリズム推進全体構想(エコリズム推進法)の「保護ゾーン」の「原則観光利用不可」のルールに基づき利用を制限
	自然体験型利用の入込客数の制限	i 利用が集中する場所の入込客数 A.ヒナイ川:200人/日以下 B.西田川:100人/日以下 に制限	エコツーリズム推進全体構想(エコリズム推進法)の「特定自然観光資源」に指定し、当該箇所への入域に関する事前承認制度の導入により人数を制限
		ii. 希少生物の重要な生息・生育地の入込客数 C.古見岳:30人/日以下 D.浦内川源流域:50人/日以下 E.テドウ山:30人/日以下 に制限	
		iii. その他の自然体験型利用フィールドの入込客数 F.場所・アクティビティ毎に1事業者・1ガイドの案内客数の上限を設定	
来訪者・ガイド事業者の行動制限	事業者向け共通ルール及びエリア・アクティビティ毎の個別ルールにガイド事業者の禁止事項・行為制限を設定	行政処分対象とすることでガイド事業者の行動を制限し、ガイド事業者に来訪者の行動管理義務を課す	
遺産地域外	西表島への入込客数の抑制	年間入域観光客数を前年比で1割以上増加させない	前年の年間入域観光客数に応じて、次年の許容限界を算定し、観光関係者等に周知し、必要な対応を要請する。 許容限界を超える大幅な増加が確認・予測された段階で、西表島部会が想定される影響の程度を確認、再評価し、必要な対策が講じられるよう調整や要請を行う。
		1日当たりの入域観光客数を1200人/日以下に制限する ※ただし基準値は宿泊率の変動に応じて見直すこと	直近の日別入域観光客数のデータを用いて、西表島の混雑状況を予測した「快適観光カレンダー」を作成・公表する。 情報発信の強化により観光客を閑散期に誘導する。 西表島への送客を担う観光関連事業者との連絡調整会議を実施し、来訪客数の平準化、混雑緩和を図るための調整を行う。
	来訪者・ガイド事業者の行動制限	島内での車両走行速度を40Km/時以下に規制  一般利用者向け利用ルールに来訪者の禁止事項・行為制限を設定 事業者向け共通ルール及びエリア・アクティビティ毎の個別ルールにガイド事業者の禁止事項・行為制限を設定	警察による巡視や取締りの他、管理機関・NPO等によるパトロール・監視を継続し、来訪者、観光事業者、島民への普及啓発を実施する  エコツーリズム推進全体構想(エコリズム推進法)の利用ルール遵守を観光案内人条例の規定とし、違反者を行政処分対象とすることでガイド事業者の行動を制限し、ガイド事業者に来訪者の行動管理義務を課す
観光に関わる各主体の責務に応じた行動促進	観光に関わる各主体の責務に応じた行動の促進目標を設定 i 行政:観光影響の低減に資するインフラ整備 ii 観光事業者:負荷低減・社会貢献に資する観光商品・サービス提供 iii 来訪者:観光活動に要する社会的費用の負担 iv 島民:生活・産業に伴う環境負荷の抑制	各主体の行動が連動して動き出すために利用者負担制度及びグッドプラクティス選定・支援制度等の仕組みを導入・活用し、その運用を通じて各主体の行動促進を図り、観光による西表島の環境・社会・経済的価値を高める。	

#### 4. 持続可能な観光の実現に向けた主な取組

先に設定した観光管理の枠組みにしたがって、具体的に実施する取組や事業を抽出・整理し、実施主体や実施内容、実施年度について、実施主体への確認・調整を行った結果を一覧表に整理した。

観光管理計画に基づく主な取組・事業（遺産地域）

管理区域	管理項目	取組・事業名	実施主体	取組・事業の概要	実施年度							
					～2021	2022	2023～					
遺産地域	自然体験フィールドとしての利用箇所の制限	西表島エコツアーリズム推進全体構想の運用	竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会	<p>自然体験型の利用フィールドについて、自然環境への影響の少ない秩序ある利用を実現するため、下記のような適正利用のためのルールやコントロール手法を記載した「<b>西表島エコツアーリズム推進全体構想</b>」（以下、<b>全体構想</b>という。）を策定し、<b>2022年●月に国の認定を受けて、エコツアーリズム推進法に基づく強制力のある適正利用の仕組みを構築した。</b>また、竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会のウェブサイト等で利用ルール等の周知を図り、全体構想を適正に運用する。</p> <p>① <b>利用ゾーニングによる利用箇所の限定</b> 西表島を「自然体験ゾーン」「一般利用ゾーン」「保護ゾーン」に区分し、それぞれの利用方針等を定めた。「保護ゾーン」については原則として観光利用を行わないこととした。</p> <p>② <b>自然観光資源の指定による利用箇所・人数抑制と行動管理</b> 西表島の中で自然体験型利用に供するフィールドを「自然観光資源」として指定し、一般利用者やガイド事業者に向けた利用ルールとして、利用可能な区域の制限、1事業者/1ガイドが案内できる人数、自然環境保全や安全管理等のための禁止事項・行為制限等を規定した。また、利用ルールの遵守義務を竹富町観光案内人条例に規定し、ルールの実効性を担保した。</p> <p>③ <b>特定自然観光資源の指定による立入事前申請と人数制限</b> 特に利用による影響が懸念され、保護のための措置を講ずる必要がある5フィールド（「ヒナイ川」「西田川」「古見岳」「浦内川源流域」「テドウ山」）については、「特定自然観光資源」に指定し、エコツアーリズム推進法に基づき、1日当たりの立入人数の上限を設定し、立入事前申請の手続きと登録引率者同行の義務付けにより、入域制限と利用ルール遵守を徹底した。</p> <p>④ <b>利用影響のモニタリング・評価</b> 全体構想の効果や妥当性を確認して改善を図るため、利用状況、自然環境の状態、利用の質、地域との関係についてモニタリングを実施する。 ○<b>モニタリング方法</b>：定期的に科学的かつ客観的な影響の把握・評価を行う詳細モニタリングに加え、ガイド事業者の協力による1年に1回程度の簡易的なモニタリングを実施する。 ○<b>実施体制</b>：行政機関と地元関係機関、ガイド事業者等が役割分担を定めて、地元の研究者・専門家の協力を得ながらモニタリング調査を実施する。 ○<b>評価方法及び評価結果の反映</b>：推進協議会の中に専門家や研究者及び行政機関等で構成される『モニタリング評価委員会』を設置し、毎年、当該委員会がモニタリング結果を適切に評価し、推進協議会に対して評価結果の報告を行う。推進協議会では当該委員会からの評価報告を踏まえて、自然観光資源を保全するための具体的な保全措置の実施について検討・調整を行う。</p>	検討	全体構想認定	実施	実施	準備	実施		
	自然体験型利用の入込客数の制限			竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会	竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会	竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会	竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会	竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会	竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会	竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会	竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会	竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会
	来訪者・ガイド事業者の行動制限			竹富町観光案内人条例の運用	竹富町	竹富町	<p><b>竹富町観光案内人条例（及び同条例施行規則）を2020年4月より施行し、西表島の陸域（河川域・海岸域を含む）で自然資源を利活用して観光ガイド事業を行う者には、竹富町長の免許を受けることを義務付けた。</b>これにより、地域に根差した質の高いガイドの確保・育成を行う仕組みを構築した。</p> <p>＜竹富町観光案内人条例の規定（抜粋）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【免許申請に必要な要件】西表島での事業実績、救急救命講習の受講証明、西表島内の公民館の所属証明（又は地域振興等の実績の疎明）、規則に定められた講習・研修等の受講 等</li> <li>・【観光案内人の遵守事項・義務等】利用者への利用に関する注意事項の説明、免許の携帯と提示、自然環境の破壊等の報告 等</li> <li>・【指導、勧告等】違反した者への指導・勧告、命令と公表措置</li> <li>・【行政処分】観光案内人が本条例もしくは関係法令に違反した場合などに、一定期間の業務停止を命じることや免許の取り消しが可能</li> </ul> <p>※2022年現在、罰則規定の追加を含む条例改正に向けて、検察庁との調整を継続中</p>	2020.04 条例・施行規則施行	実施	実施	実施	実施

観光管理計画に基づく主な取組・事業（遺産地域外）

管理 区域	管理項目	取組・事業名	実施 主体	取組・事業の概要	実施年度		
					～2021	2022	2023～
遺産地域外	西表島への入込客数の抑制	協定に基づく官民連携体制の構築	環境省 沖縄県 竹富町 民間事業者	環境省沖縄奄美自然環境事務所、沖縄県、竹富町、船舶会社3社が2020年3月に「西表島の持続可能な観光管理に関する協定書」を締結し、官民連携の下で持続可能な観光管理の実現に向けた下記の取組を実施する体制を構築した。 ・西表島の観光客受入容量の基準値達成のための取組 ・西表島の観光客の来訪時期の分散・平準化のための誘導に関する取組 ・西表島の生活航路の確保・混雑解消に関する取組 ・西表島における観光客のルール・マナーの普及啓発に関する取組 ・西表島の入城観光客数の情報共有及びモニタリングに関する取組 ・その他本協定の目的に沿うこと	●	●	●
		「エシカル観光カレンダー」の作成・公表	沖縄県 竹富町 環境省 竹富町 西表島 エコツーリズム推進協会 民間事業者	ピーク時の入城観光客数を抑えて観光客の来訪時期の分散と平準化を図るため、「エシカル観光カレンダー（仮称）」を作成・公表し、来訪者に混雑時期の情報を周知して、利用集中を避ける行動を促し、自主的抑制を誘導する。 ① エシカル観光カレンダーの作成・公表方法の検討 沖縄県が快適観光カレンダーの作成・公表方法について検討し、関係者との調整・合意を図る。 ② 日別輸送客数データの集計・報告 定期航路を運航する船舶会社が、日別輸送客数等のデータを集計し、毎月、竹富町に報告する。 ③ 日別入城観光客数データの集計・提供 竹富町が、島民及び役員職員の定期航路利用者数の日別データを集計し、①データから差し引くことにより、日別入城観光客数データを集計し、毎月、竹富町西表島エコツーリズム推進協会に提供する。 ④ 自然体験フィールド毎の日別立入人数の集計・提供 環境省が、自然体験フィールド毎に設置したカウンターデータを回収し、フィールド毎の日別立入人数を集計し、毎月、竹富町西表島エコツーリズム推進協会に提供する。 ⑤ エシカル観光カレンダーの作成・公表 竹富町西表島エコツーリズム推進協会が、竹富町及び環境省から提供された直近の日別入城観光客数、フィールド毎の日別立入人数のデータを用いて、西表島における周遊型観光と自然体験型観光の混雑状況を予測した「エシカル観光カレンダー」を毎月作成・更新し、協会及び船舶会社のWebサイトを通じて公表し、観光客に周知する。	●	●	●
		入城観光客数の分散・平準化のための事業者調整	沖縄県 民間事業者	1日あたりの入城観光客数を基準値内に抑制するため、西表島への送客を担う船舶会社、旅行代理店、航空会社等の事業者が連携し、エシカル観光カレンダーの情報と各事業者による事前予約情報に基づき、利用集中が想定される期間における、マストゥアー客の送客に対する具体的な対応策を検討・調整する定例会議を実施する。	●	●	●
	来訪者・ガイド事業者の行動制限	西表島エコツーリズム推進全体構想の運用	竹富町 西表島 エコツーリズム推進協会	(再掲) 事業・取組の内容は遺産地域内の同項目に記載した通り	●	●	●
		竹富町観光案内人条例の運用	竹富町	(再掲) 事業・取組の内容は遺産地域内の同項目に記載した通り	●	●	●
		八重山警察署	道路交通法により島内での車両速度規制を40km以下に制限し、警察による取締を実施するとともに、違反者には罰則規定を適応する。	●	●	●	
		環境省 沖縄県 竹富町 NPO 民間事業者	管理機関やNPO・企業が連携し、以下の事業を継続的に実施することにより観光客等に車両速度の低減を呼び掛ける。 ① パトロール・監視活動の実施 ② 注意喚起看板・ポスター等の設置 ③ 路面標示・減速帯・速度警告装置等の設置 ④ 配布物・SNS等によるルール周知・注意喚起 ⑤ レンタカー貸出時のルール・注意事項の説明	●	●	●	
	レンタカーの走行実態把握	沖縄県	西表島内のレンタカー会社所有の車両に発信装置を設置し、島内道路に設置した受信機を用いて、レンタカーの走行台数・走行区間・走行速度等を測定し、速度超過の発生区間、発生時期・時間等を把握し、効果的な対策事業の実施方法に反映させる。	●	●	●	

管理区域	管理項目	取組・事業名	実施主体	取組・事業の概要	実施年度			
					～2021	2022	2023～	
遺産地域外	観光に関わる各主体の責務に応じた行動促進	影響低減対策の強化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 民間事業者 関係団体	観光客の滞在・活動及び住民の生活・産業によって生じる自然環境への負荷の低減、住民生活への影響を緩和するために必要な施設の整備、機能拡充及び維持管理の強化に向けた以下の事業・取組を実施する。 ① 港や利用拠点におけるトイレの整備と浄化機能の維持・強化 ② 周辺管理地域における観光受入施設の整備と利用誘導 ③ 環境負荷・ロードキルの少ない島内移動手段の確保 ④ 定期船や港の駐車場の混雑緩和のための取組 ⑤ ごみ・汚泥・汚水処理施設の機能強化 ⑥ ペットボトル削減等のごみの減量化 ⑦ 海岸漂着ゴミの撤去・美化活動の推進 ⑧ 遭難・事故防止対策（注意喚起看板の設置、救助・連絡体制の構築等）	検討	随時実施		
		利用者負担【竹富町訪問税条例（仮称）】の制定・運用	竹富町 環境省 沖縄県	観光による自然環境への負荷の低減や影響低減に資するインフラ整備や環境保全対策事業等の実施に必要な費用を、観光客の責任・負担として徴収する仕組みとして、「竹富町訪問税（仮称）」を制定し、適切に運用する。	検討		実施	
		グッドプラクティス【エコ認証制度（仮称）】の活用	関係団体	ガイド事業者や宿泊業・飲食業・運輸業などの観光関連事業者や島民を対象として、自然環境への負荷低減や地域貢献への取組状況を評価し、一定の基準を満たす適格事業者や優良活動の実施者を認証・表彰・広報する制度を活用し、観光事業者や島民にインセンティブを与えることにより、責任ある観光や観光による地域貢献の推進に資する活動を促進する。	検討		実施	
		観光管理を担う地域管理組織【西表財団】の設立・運営	関係団体	西表島の自然環境の保全と島の文化・営みを守るために、地域住民が中心となって西表島の課題解決に取組む専任組織として「一般財団法人西表財団」を設立し、観光管理に関わる以下の事業運営を担う。 ・観光案内人条例に基づくガイドの免許制度の運用・人材養成等の事業の実施 ・エコツーリズム推進全体構想に基づく立入規制の運用・ルール徹底のための管理事業の実施 ・エコツーリズム推進全体構想に基づく推進協議会の恒常的な事務局運営の実施 ・利用者負担制度の資金運用による保全事業の実施 ・利用影響及び保全事業成果等のモニタリングの実施	2021.11 一般財団法人 西表財団 設立 検討	随時実施		
		普及啓発拠点施設の整備	野生生物保護センター	環境省 沖縄県	環境省が西表野生生物保護センターの大規模改修により展示内容を刷新するとともに、沖縄県が案内・解説を担う人的体制を強化することにより、イリオモテヤマネコなどの野生動物の保護と適正な観光利用に関する普及啓発を強化する。	検討		実施
			遺産センター	竹富町	西表島の世界自然遺産に関する展示解説、教育学習、情報発信、保全管理等の機能を持つ世界遺産センターを西表島への玄関口である東部地域に整備する。	検討		実施
			フィールドセンター	環境省	利用者へのルール周知やフィールド管理活動の拠点、遺産価値の普及啓発等の機能を持ったフィールドセンターを西表島の西部地区に整備する。	検討		実施
		ルール、マナーの普及啓発	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 民間事業者	自然環境への負荷低減や地域社会・住民生活への適切な配慮のために観光客が守るべきルールやマナーを周知し、責任ある行動を促すため、以下の取組を継続的に実施する。 ① 港・拠点施設・宿泊施設・飲食店等におけるパンフレット等の配布 ② 航空機・定期船内等での普及啓発映像の上映 ③ Web サイト・SNS 等でのルール、マナーの掲載	検討		実施	
		観光に関する各種情報の収集及び発信の一元化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 関係団体 民間事業者	西表島の観光に関する各種情報（観光管理の状況、観光資源の現状、利用の実態・動向等）を多方面から収集し、活用しやすい形態に整理・統合し、幅広い対象に向けて発信していくため、関係者間の連携体制を強化するとともに、情報を一元的に管理・発信するプラットフォームを構築する。			検討 実施	

また、本計画に基づいた観光管理の取組を実施することで、想定される観光影響に対してそれぞれ適切な管理ツールが設定されているかについては、以下に示すチェック表を用いて確認した。

表 西表島における観光影響と管理ツールの対応チェック表

管理区域	影響要因	想定される影響（脅威）	影響の評価		管理ツール											
			リスク評価	動向評価	自然公園法	保護林制度	エコツアー リズム推進法	竹富町観光 案内人条例	道路交通法	保全対策・ インフラ整 備	利用者負担 (訪問税案 例)	グッドプラ クティス(エ コ認証制度)	官民協定・ 調整会議・ 管理組織	普及啓発(樹 点整備含)	情報発信 (観光カレ ンダー含)	
遺産地域内での影響	遺産地域内での利用箇所の増加	人間活動の影響を受けない原生エリアの縮小/人間活動による影響の拡散・累積・複合化/希少性の高い生物種の生育・生息阻害	高	↗		✓	✓	✓					✓	✓	✓	
	遺産地域内への入込客数の増加 特定の場所・時期への利用集中	人間活動に対して脆弱な場の損壊・環境の劣化/希少な生物種の生育・生息阻害/来訪者の安全性の低下/来訪者の体験の質・満足度の低下	高	↗				✓	✓				✓	✓	✓	
	来訪者・ガイド事業者の無責任な行動	希少な動植物の採取	採取対象となる希少種の個体数減少 絶滅リスクの増加	高	↗											
		ゴミの投棄	水質の悪化、生息・生育環境の悪化													
		野外での排泄行為	水質の悪化、生息・生育環境の悪化													
		侵略的外来種やペットの持ち込み	競合や捕食等による在来種の生息・生育状況悪化 ヤマネコ等野生動物への感染症罹患													
		野生動物への餌付け	野生動物の行動・生態変化													
		カヌー等の無秩序な放置	マングローブ林等への影響、景観阻害													
	アクティビティによって生じる負荷	トレッキング	入込客の踏圧による歩道沿いの土壌の踏み固め・裸地化・浸食拡大・樹木損傷/歩道周辺の植生の变化/外来種の侵入・拡散/道迷いによる遭難	高	↗									✓	✓	✓
		カヌー・カヤック等	マングローブ林内への侵入による幹・根の損傷													
沢滝遊び・キャニオニング		忌避や水質悪化による魚類等の生息・繁殖阻害/踏み荒らしによる河床のかく乱や付着藻類の損傷/底生生物やデトリタスのかく乱														
生物観察・釣り・採取等		忌避・採取対象となる生物の個体数減少 忌避・人慣れ等による野生動物の行動・生態変化														
動力船による遊覧	動力船の曳き波による土壌侵食やマングローブ林への影響	低	↘	✓								✓				
遺産地域外での影響	観光のための開発行為	施設建設・地形改変・樹木の伐間等 生物の生息・生育地の消失、生息・生育環境の変化 外来種の侵入/景観阻害	低	→	✓											
	西表島への入込客数の総量 特定の時期への利用集中 個人型旅行形態の増加	来訪者による定期船の利用 観光事業者等による駐車場の占有	定期船・港の混雑/来訪者の快適性・満足度の低下(トイレ混雑・雰囲気が悪い・慌ただしい等)/住民生活への支障(乗船できない・港に駐車できない等)	中	→								✓	✓	✓	
		来訪者による島内インフラへの負荷	上水の供給量の不足による給水制限の発生 下水処理・ごみ処理にかかる負荷や費用の増大	中	→					✓	✓					
	来訪者の濃縮・事故の増加	来訪者の濃縮・事故の増加	消防団や住民のボランティアによる搬送・捜索等の負担の増加	高	↗										✓	✓
		車道における交通量の増加や速度超過	ヤマネコ等野生動物の交通事故、ロードキル 交通事故の発生や住民生活の安全性の低下	高	↗					✓	✓		✓	✓	✓	
	来訪者・観光事業者の無責任な行動	希少な動植物の採取	採取対象となる希少種の個体数減少/絶滅リスクの増加	中	↗											
		気軽な診療所の利用	診療所の負担の増加													
		集落内での住居ののぞき見	住民のプライバシーの侵害													
		御嶽や祭りの場等の神聖な場所への侵入	地域の文化・慣習の侵害													
		水着での集落内歩行	住民生活の風紀の悪化・不快感													
トレッキング・散策		狩猟場・農地への立入による狩猟・農業活動の阻害/農具の損壊 海岸部での施設照明やライトの使用によるウミガメの産卵の阻害 ホタル観察における無秩序なライトの使用によるホタル類の生息環境悪化														
アクティビティによって生じる負荷	昆虫採集・釣り	採取対象となる生物の個体数減少	中	↗									✓	✓	✓	
	遊泳・ダイビング・スノーケリング・釣り	採取対象となる生物の個体数減少 漁場での遊泳や船の停泊による漁業活動の阻害 日焼け止めや洗剤等の化学物質の使用による水質の悪化・海棲生物の生育環境の悪化 アンカリングによるサンゴの損壊 技術の低い遊泳によるサンゴの損壊														
	洞窟探検・ケービング	洞窟内への立入り、ライトの使用によるコウモリ等の生息の阻害														

## 5. モニタリングの実施と計画の進捗管理

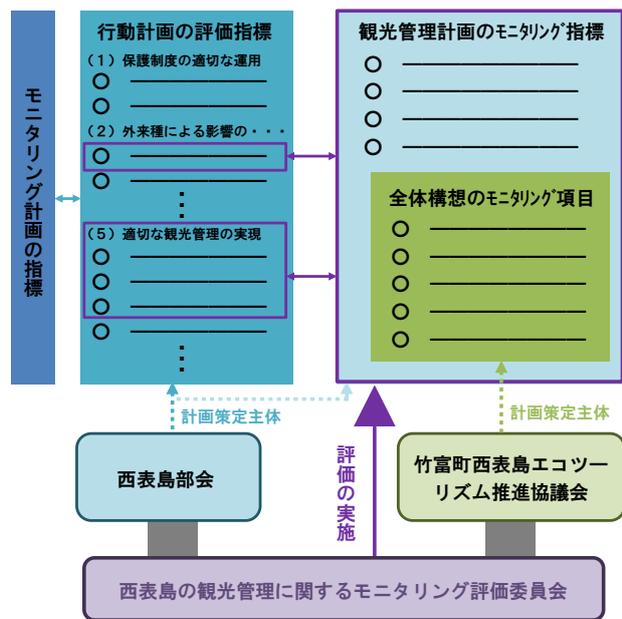
### 5. 1 モニタリング・評価の体制

本計画において掲げる観光管理の全体目標を達成するため、管理基準の達成状況、観光に伴う自然環境や地域社会への影響の程度、関連する取組や事業の実施状況等について、定期的にモニタリングと評価を行い、その結果に応じて、管理基準の変更や対策となる取組の強化等、順応的に対応していく。

モニタリング・評価のための指標としては、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産に関するモニタリング計画をはじめ、本計画の上位計画である「西表島行動計画」においても管理成果の評価のための指標が設定されているほか、本計画の関連計画である「西表島エコツーリズム推進全体構想」においてもモニタリング項目の設定がなされており、本計画において設定すべきモニタリング指標と重複する項目も多い。そのため、本計画においては、これらの指標等との整合性を測りながら、効率的にモニタリングと評価を行っていただける体制を構築する。

本計画と各計画との関係性を考慮して、本計画におけるモニタリング指標は、西表島エコツーリズム推進全体構想のモニタリング項目を包含するように設定した。また、本計画におけるモニタリング指標のいくつかは、遺産地域全体のモニタリング計画や西表島行動計画における評価指標を引用できるものとして内容の整合性を図った。

本計画のモニタリング・評価の体制は、本計画及び西表島行動計画の策定・管理主体である「西表島部会」と、西表島エコツーリズム推進全体構想の策定・管理主体である「竹富町西表島エコツーリズム推進協議会」の下に、共同で「西表島の観光管理に関するモニタリング評価委員会」（以下、「モニタリング評価委員会」という。）を設置し、両計画のモニタリング指標について定期的に確認・評価を行い、西表島部会に対して報告・助言を行うこととした。



### 5. 2 計画の進捗管理の方法

本計画策定後は、「モニタリング・評価委員会」を開催してモニタリング指標についての確認・評価を定期的実施し、「西表島部会」へ評価結果の報告・助言を行う。「西表島部会」は、「モニタリング・評価委員会」の報告・助言を踏まえて、本計画に位置付けた主な取組内容について必要な修正・更新を行うこととする。

また、計画策定の5年後に計画の定期点検を行うこととし、「モニタリング・評価委員会」が計画内容の全般的な点検を行い、必要に応じて管理方法や管理基準等の見直しについても提言・要請を行う。「西表島部会」は「モニタリング・評価委員会」の提言・要請を踏まえて、本計画について必要な見直し、改定を行うこととする。

なお、その後は、5年毎に計画の点検、見直しを継続的に実施していくが、その間もモニタリン

グ指標のデータに関しては、定期的に「西表島部会」において確認を行い、懸念される事項が確認された場合には、「モニタリング・評価委員会」に対し、評価・助言を求めることとする。

### 5. 3 モニタリング指標

本計画におけるモニタリング指標としては、管理基準の達成状況を図るための「管理指標」、観光に伴う自然環境や地域社会への影響の程度を図るための「影響指標」、関連する取組や事業の実施状況等について把握するための「関連指標」に分類し、以下のとおり設定した。

#### ■管理指標

- ・本計画の管理基準そのものに対応し、観光管理計画の実行状況や達成度について、定められた計測手法により定量的な数値として把握するもの。
- ・管理基準を超過した場合等には、本計画に基づき西表島部会として対応を検討する。

#### ■影響指標

- ・観光により生じると想定される主要な負の影響について、どの程度の影響が生じているか確認するもの。
- ・モニタリング評価委員会にて重大な影響が生じていると判断された場合には、西表島部会として対応を検討する。

#### ■関連指標

- ・観光による地域への波及効果や観光の質など、観光管理そのものではないが、観光管理のための取組の結果として生じる観光の変化について把握するもの。
- ・モニタリング指標に基づいて継続的な状況把握を行い、その結果を西表島部会等で関係機関に共有する。

表 観光管理計画のモニタリング項目

管理区分	種類	モニタリング指標	実施主体	頻度	モニタリング方法	モニタリング計画※	行動計画指標※	全体構想※
遺産地域	管理指標	遺産地域内の利用箇所数	西表島エコツーリズム推進協議会	毎年	西表島エコツーリズム推進協議会が、全体構想に記載された自然観光資源およびそれと同等程度以上の利用がある遺産地域内のフィールド数を把握する。	—	—	—
	管理指標	特定自然観光資源への入込客数	西表島エコツーリズム推進協議会	毎年	西表島エコツーリズム推進協議会が、管理する立入事前承認システムにより入込客数を把握する。当該システムが導入されるまでは、その他の自然観光資源と同様の方法で入込客数を把握する。	4-(1)-17⑥	—	○
	管理指標	その他の自然観光資源への入込客数	環境省 竹富町	毎年	環境省の設置する利用者カウンターまたは、竹富町観光案内人条例に基づく観光案内人からの報告により入込客数を把握する。	4-(1)-17⑥	—	○
	管理指標	ガイド事業者や利用者のルール遵守状況	西表島エコツーリズム推進協議会	毎年	西表島エコツーリズム推進協議会が、竹富町観光案内人条例またはエコツーリズム推進法に基づくガイド事業者や利用者への罰則適用の件数を把握する。	—	短期⑨	○
	影響指標	外来種の侵入状況	環境省	毎年	環境省が、外来種の侵入状況等について、行政機関や研究機関の調査、ガイド事業者が利用の際に確認した情報などを集約し、把握する。	3-(1)-16①	短期②	○
	影響指標	ルート沿いの植生の状況	環境省	毎年	環境省が、主要な利用ルート沿いで定点写真撮影および歩道幅の測定を行い、ルート周辺の自然環境の変化について把握する。	4-(2)-18②	短期⑩	○
	影響指標	ルート沿いの植生の状況(詳細)	環境省・琉球大学西表研究施設	5年に1回	環境省及び琉球大学西表研究施設が協働で、主要な利用ルート沿いの定点調査区で植物調査を行い、植生への踏圧の状況や道の広がり、利用箇所周辺における植生の変化等について把握する。	4-(2)-18②	短期⑩	○
	影響指標	主要な滝つば等における水質	環境省	毎年	環境省が、利用されている主要な滝つば等において、水質(BOD、SS、糞便性大腸菌群数)の調査を実施する。	—	—	○
	影響指標	主要な滝つば等における魚類の生息状況	環境省	1～3年に1回	環境省が、利用されている主要な滝つば等において、スキングダイビングにより、目視で魚類の種や個体数の調査を実施する。	—	—	○
	影響指標	主要な河川における魚類の生息状況	環境省・琉球大学西表研究施設	5年に1回	環境省及び琉球大学西表研究施設が協働で、利用されている主要な河川において水のサンプルを採取し、その中に含まれる環境DNAを分析して生息している生物種・分類群を明らかにする。	—	—	○
遺産地域外	管理指標	西表島の年間入域観光客数	竹富町	毎年	竹富町が、船会社から報告を受けた日別輸送客数等のデータと、島民及び役場職員の定期航路利用者数の日別データをもとに、年間を通して西表島に入域した観光客数を集計・把握する。	4-(1)-17①	短期⑧	○
	管理指標	西表島の1日当たり入域観光客数	竹富町	毎年	竹富町が、船会社から報告を受けた日別輸送客数等のデータと、島民及び役場職員の定期航路利用者数の日別データをもとに、1日に西表島に入域した観光客数を集計・把握する。	—	短期⑧	○
	管理指標	島内の車両走行速度	沖縄県	毎年	沖縄県が、西表島内の県道沿いに設置したBluetoothセンサーのデータを集計し、車両全体及びレンタカーの交通量、車両速度を把握する。	—	—	—
	管理指標	【再掲】ガイド事業者や利用者のルール遵守状況	西表島エコツーリズム推進協議会	毎年	【再掲】西表島エコツーリズム推進協議会が、竹富町観光案内人条例またはエコツーリズム推進法に基づくガイド事業者や利用者への罰則適用の件数を把握する。	—	短期⑨	○
	影響指標	イリオモテヤマネコの交通事故の発生状況	環境省	毎年	環境省が、巡視やパトロール、市町村・地域住民からの通報等によって発見された死体・傷病個体について、剖検を実施し、交通事故の被害のトレンドを把握する。	2-(1)-11	短期④	—
	影響指標	【再掲】外来種の侵入状況	環境省	毎年	【再掲】環境省が、外来種の侵入状況等について、行政機関や研究機関の調査、ガイド事業者が利用の際に確認した情報などを集約し、把握する。	3-(1)-16②	短期③	○
	影響指標	観光客による医療機関の受診数・割合	沖縄県	毎年	沖縄県が、西表島内の診療所の受診者データを集計し、島外在住の受診者(≒観光客と考えられる)の数や割合を把握する。	—	—	—
	影響指標	島内の遭難・事故発生件数及び対応した隊員数	竹富町	毎年	竹富町が、竹富町内の山岳救助(≒西表島における山や川での遭難救助)に関する救助出動件数や出動人数を把握する。	—	—	—
	影響指標	定期船の混雑状況	(未定)	毎年	【調整中】〇〇〇が、船会社から日別の乗船客数と運航した船の定員数のデータを収集し、混雑率を集計・把握する。	—	—	—
	影響指標	廃棄物排出量	竹富町	毎年	【調整中】竹富町が、西表島における品目別の廃棄物排出量データを把握する。	—	—	—
	影響指標	主要な港湾における水質	沖縄県	毎年	【調整中】沖縄県が、西表島の主要な港湾において実施された公共用水域の水質調査の結果を把握する。	—	—	—
	関連指標	利用者意識(満足度、遺産価値理解等)	沖縄県	3～5年に1回	利用者の満足度や再訪意識、遺産価値についての理解度などを、利用者を対象としたアンケート調査等により把握する。	—	中期D	○
	関連指標	自然体験型観光における事故の発生状況	竹富町	毎年	【調整中】竹富町が、ガイド事業者からの報告内容をもとに、自然体験型観光における事故の発生件数等を把握する。	—	短期⑩	—
	関連指標	西表島の観光産業従事者(宿泊・運輸・飲食・物販・がた)の島内居住人口・居住率	竹富町	5年に1回	竹富町が、国勢調査のデータに基づき、西表島内の観光産業従事者の人数を把握する。また、観光案内人条例の免許情報に基づき、ガイドの島内居住人数及び居住率を把握する。	—	中期C	—
関連指標	平均宿泊数	竹富町	5年に1回	竹富町が、入域観光統計調査のデータに基づき、西表島における観光客の宿泊率を把握する。	—	中期E	—	

※「モニタリング計画」列は、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地モニタリング計画」のモニタリング指標と内容が近似するものについて、指標番号を記載した

※「行動計画指標」列は、「西表島行動計画」の管理評価指標と内容が近似するものについて、管理評価指標の項目番号を記載した

※「全体構想」列の〇印は、「西表島エコツーリズム推進全体構想」のモニタリング項目として設定されている項目